

福岡県障がい福祉サービス等情報公表制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第76条の3に規定する情報公表対象サービス等情報及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の18に規定する情報公表対象支援等情報（以下、「障がい福祉サービス等情報」という。）の公表等について、必要な事項を定める。

(実施主体等)

第2条 障害者総合支援法第76条の3第1項及び児童福祉法第33条の18第1項に規定する対象事業者（以下「事業者」という。）に対し、指定障がい福祉サービス事業者等に係る指定を行った知事とする。

ただし、市町村長（指定都市及び中核市の長を除く。）から指定を受けた指定特定相談事業者が提供する指定計画相談支援及び指定障がい児相談支援事業者が提供する指定障がい児相談支援に係る情報公表の事務の実施主体は、当該市町村を管轄する知事とする。

(基準日及び実施期間)

第3条 実施要綱等の基準日は毎年度4月1日とし、実施期間は毎年度4月1日から1年間とする。

(報告の対象となる事業者)

第4条 障害者総合支援法第76条の3第1項及び児童福祉法第33条の18第1項の規定により、新たに指定障がい福祉サービス等の提供を開始しようとする事業者については、指定障がい福祉サービス等の提供を開始しようとするときに報告の対象となる。

2 障害者総合支援法第76条の3第1項及び障害者総合支援法施行規則（以下、「障総則」という。）第65条の9の6並びに児童福祉法第33条の18第1項及び児童福祉法施行規則（以下、「児福則」という。）第36条の30の2の規定により、災害その他知事に対し情報公表対象サービス等の報告を行うことができないことにつき正当な理由がある事業者を除き、本要綱で定める基準日より前において指定障がい福祉サービス等を提供している事業者が報告の対象となる。

(情報の報告)

第5条 事業者は、独立行政法人福祉医療機構が運営する「障害福祉サービス等情報公表システム（以下、「公表システム」という。）を通じて知事に報告することとする。なお、公表システムを通じて報告できないやむを得ない事情がある場合については、文書等により報告することができる。

2 報告の内容は、基準日より前に指定障がい福祉サービス等を提供している事業者については障総則第65条の9の8及び児福則第36条の30の4の

規定に基づき、障総則第65条の9の8別表第1号及び別表第2号又は児福則第36条の30の4別表第2及び別表第3に掲げる項目とする。また、基準日以降に指定障がい福祉サービス等の提供を開始する事業者については障総則第65条の9の8別表第1号又は児福則第36条の30の4別表第2に掲げる項目とする。

- 3 報告の開始日は、基準日より前に指定障がい福祉サービス等を提供している事業者については、報告を求める年度（以下、「報告年度」とする。）の5月初日とする。また、基準日以降、新たに指定障がい福祉サービス等の提供を開始しようとする事業者については、指定を受けた日とする。
- 4 報告の期限は、基準日より前に指定障がい福祉サービス等を提供している事業者については、報告年度の7月末日とする。また、基準日以降、新たに指定障がい福祉サービス等の提供を開始しようとする事業者については、指定を受けた日から1か月以内とする。
- 5 報告は年1回とする。ただし、法人及び事業所等の名称、所在地、電話番号、FAX番号、ホームページ及びメールアドレスについて修正又は変更があった時はその都度知事に報告する。

（情報の公表）

第6条 知事は、実施要綱に基づき事業者が提供する指定障がい福祉サービス等の種類及び事業所ごとの基本情報及び運営情報を公表する。また、調査を実施した場合には、当該調査結果について公表する。

- 2 公表の方法は、インターネットによるものとする。
- 3 知事は、利用者等からの要請に応じて、紙媒体による情報提供、閲覧等を行うものとする。

（調査の実施）

第7条 知事は、公表を行うため必要と認める場合には、障害者総合支援法第76条の3第3項及び児童福祉法第33条の18第3項の規定による調査を実施することとする。

（苦情等の対応）

第8条 公表されている情報に関して利用者等からの苦情に対応する窓口を、福岡県福祉労働部障がい福祉課障がい福祉サービス指導室に置く。

附則

この要綱は、平成30年6月15日から施行する。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年6月13日から施行し、令和6年度報告分から適用する。